

行政訴訟法見直しに関する意見要旨

【東京都総務局法務部】

1 発言者

東京都総務局法務部長 中村次良

東京都の知事部局における、訴訟の専管部門としての意見である。

2 発言要旨（番号・ページは「行政訴訟検討会における主な検討事項」による。）

1 - (2) 管轄裁判所の拡大（P4）

限られた人員で訴訟対応を遂行しているため、全国に拡大することは移動、経費、期間等困難が予測される。

また、いやがらせや運動として全国で訴訟を提起されると、その対応は極めて困難と危惧される。さらに、全国に支店を擁するような法人にあっては、現行制度を維持するなど何らかの歯止めは必要と考える。

1 - (3) 出訴期間等の教示（P5）

不服申立と同様の教示制度でよいと考える。

2 審理の充実等のための方策の整備（P6）

東京都（知事部局）においては、裁判所の訴訟指揮のもと、理由の説明や記録の提出を既に行っており、現行制度の範囲内で十分対応可能と考える。したがって、改めて法制化の必要はない。

行政側に記録の提出を求める規定を法制化し、文書提出命令の特則として位置づける場合には、拒否できる規定の設置を願いたい。

3 本案判決前における仮の救済の制度の整備（P8）

公共の福祉又は公益への配慮を比較考量した要件の設置や審理期間の定めが必要である。

4 - (1) 行政の作為の給付(義務付け)を求める訴え(P 1 0)

いわゆる義務付け訴訟については、三権分立の基本に係る重要事項である。行政の第一次判断権を尊重し、要件を明確にした上での法制化を望む。

より慎重な審議を期待する。

5 - (5) 出訴期間の延長(P 2 2)

C 案の「処分のあった日から 日」の考え方が、疑義を生じる余地が少なくかつ分かりやすい。

7 - (1) 主張・立証責任を行政に負担させること(P 2 8)

主張・立証責任は、個別の行政実体法の趣旨、要件内容等によって定まるべき事柄であり、手続き法で一律に定めるべき事柄ではない。

また、事件の内容や証拠の所在等を検討することなく、一律に行政側に負担を課することは、納税者全体の公平の観点からいかななものかと思う。反対である。

8 - (2) 弁護士報酬の敗訴者負担の取り扱い(P 3 3)

納税者全体の利益の公平の観点から、行政側だけに敗訴者負担の制度を導入することには反対である。